

# 土庄町農業委員会会議録

平成30年12月20日

## 出席委員

濱岡 重夫	佐竹 義光	中川 修作	中黒 哲也
森田 嗣洋	平林 紀芳	三村 康	佐伯 敏雄
森 和志	濱中 紀仁	末長 顕悟	中野 博喜

## 欠席委員

石井 正樹

## 事務局

事務局長 川本 公義 主任主事 三浦 博樹

開会時刻 13時30分

場所 土庄町役場 会議室

(議 長)

ただいまから、12月の農業委員会を開催いたします。

(開会あいさつ)

本日は、付議事項として4議案がございます。

議事に入る前に議事録署名人をお願いしておきます。

平林委員、三村委員よろしく申し上げます。

続きまして、議案第1号「農地の所有権移転承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書1ページ、審査書を基に説明。

農地法第3条第2項各号の要件に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第1号第25番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第1号第25番については、譲渡人と譲受人は親子関係にあり生前贈与です。申請地は、木香の方は県道から海岸へ降りる道の途中にあり、柳西の方は菜園です。特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第25番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第25番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第1号第26番については、次の議案第2号第21番と関連がありますので、一括して説明の上ご審議頂きたいと思います。

続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書2, 3ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

説明が終わりましたので、まずは議案第1号第26番について、森委員からご説明をお願いします。

(森委員)

議案第1号第26番については、譲受法人の代表取締役は生まれ故郷の寺周辺の遊休農地で果樹・野菜を栽培、販売するために会社を立ち上げたそうです。この土地はその寺の真下にある土地です。ここにモモや杏を植える計画だそうです。数年前からこの準備として

野菜や果物を東京で販売しているそうです。農地所有適格法人ということで問題は無いか  
と思います。

(議 長)

続いて、議案第2号第26番について私の方から説明いたします。

(議 長)

申請地は、JA北浦支店から坂を上った端の所、かなり広い農地です。過去には大きな木  
が生えて、雑木林のような状態でしたがそれを切り開いて再度、開墾して、現状は野菜・果  
樹等を植えられるような状態になっています。ただし、雑草等が生えてきておりますので  
一度管理をする必要があるかと思えます。貸人は、借受法人の役員の一であり、利用権  
設定をして、野菜を作るとのこと、特に問題は無いかと思えます。借受法人につきまし  
ては、現在既に、関東の方へ野菜の出荷を行っており、実績もあります。この法人が、雇用  
の発生や、遊休農地の解消に寄与して頂ければ喜ばしいことと思えます。

(議 長)

私と森委員からご説明いたしましたが、皆さんからご質問はありますか。

(濱中委員)

売買価格が平均より高額に思えるが。

(事務局)

事務局から説明いたします。この価格は、土地の売買価格以外の分も含まれているとの  
ことです。過去に譲渡人が自宅を新築しようとした際、当該土地を利用しようと農地転用

申請を行い、許可を得ていましたが、今回の譲受人がどうしてもこの土地を使用したいということで、地域の発展のためならば、と譲渡人が転用許可を取り消したという経緯があります。そういった事情を勘案して、この価格で合意したとのこと。

(議長)

他に質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第1号第26番、議案第2号第21番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議長)

議案第1号第26番、議案第2号第21番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議長)

続きまして、議案第2号第22番から第24番について、三村委員からご説明をお願いします。

(三村委員)

第22番から第24番については、全て、利用権の再設定案件になります。

第22番については、貸人は島外在住のため、引き続き、借人が耕作を行うものです。

第23番、第24番については、借人が香川県のブランド米「おいでまい」の生産拡大のために借り受けるものです。

従いまして、3件ともに特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

三村委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 2 号第 22 番から第 24 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 2 号第 22 番から第 24 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 3 号「非農地証明願の承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 4～16 ページ、審査書を基に説明。

土庄町非農地証明事務処理要領 3 (2) の許可要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第 3 号第 6 番について、中川委員からご説明をお願いします。

(中川委員)

議案第 3 号第 6 番については、位置については資料のとおりです。申請地は山の中であり、現地はこのあたりかな、という程度でしか判別できない状態でした。40 年以上前の、親の世代にはみかん栽培をしていたようですが、現在は完全に山林化しております。

(議 長)

中川委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第6番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第6番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第3号第7番について、私から説明いたします。

(濱岡委員)

議案第3号第7番については、位置については、県道から少し入った所、小海集落の神社があるあたりです。その神社の東隣、現場を確認しましたが、神社裏の森と全く変わらず、大木も生えているような状態で、農地として復元するのは難しいと思われま

(議 長)

濱岡委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第3号第7番について、原案のとおりご承認いただきました。

(議 長)

続きまして、議案第 3 号第 8 番について、中野委員からご説明をお願いします。

(中野委員)

議案第 3 号第 8 番については、甲生地区です。所有者は島外にずっと住まれており、弟さんがおりましたが、弟さんも亡くなられており、豊島に帰る予定もなく、屋敷等も売却されております。写真にあるように、ほぼすべて山林原野化しております。そこに至る道も猪に荒らされていたり、農地として復元するのは難しいと思われま

(議 長)

中野委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第 3 号第 8 番について、原案のとおりご承認いただきました。

続きまして、議案第 4 号「農用地利用集積計画承認について」及び「農用地利用配分計画の承認について」の審議に入ります。

事務局からご説明いたします。

(事務局) 議案書 17 ページ、審査書を基に説明。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

説明が終わりましたので、議案第4号第4番、第5番について、中黒委員からご説明をお願いします。

(中黒委員)

議案第4号第4番、第5番については、借人に関しましては、アボカドやイチジクを栽培されている農地所有適格法人です。場所としましては、バイパスから上がっていく土地になり、現在借人が耕作している土地の近くであり、借人は精力的に農業を行っていることもあり、特に問題は無いかと思えます。

(議 長)

中黒委員からご説明していただきましたが、皆さんからご質問はありますか。

質疑が無いようですので、決議に移ります。

議案第4号第4番、第5番について、原案のとおりご承認いただけますか。

(異議なしの声)

(議 長)

議案第4号第4番、第5番について、原案のとおりご承認いただきました。

本日の審議については以上ですが、事務局から協議・報告事項があります。

○ 来月の委員会について

開催日時 1月21日(月) 午後1時半～ 役場2階 会議室

○ 農業委員の綱紀粛正について

○ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

(議 長)

協議・報告事項は、以上です。

皆さまから何かありませんか。

なければ、これで閉会とします。本日はありがとうございました。

閉会時刻 14時52分

議事録署名人 議 長

議事録署名人 平林 紀芳

議事録署名人 三村 康